

占領下日本輸出入回転基金の設立 － GHQによる貿易再建の観点から－

大畑 貴裕

はじめに

本稿の目的は、占領・復興期（1945年～1955年頃）における「占領下日本輸出入回転基金」（Occupied Japan Export-Import Revolving Fund. 以下、OJEIRF と略称）の形成過程を明らかにすることである。OJEIRFとは、1947年8月に連合軍最高司令官総司令部（General Headquarters of the Supreme Commander for the Allied Powers. 以下、GHQと略称）が創設した財務制度の一種である。具体的には、当時、GHQが押収・管理していた日本の貴金属（金、銀）を主要な財源とし¹、それらを換金するもしくは担保として借金を得ることで外貨を調達し、次にその外貨をもって輸出品用の原料を輸入し、その原料を加工して作った輸出品の販売代金を回収して清算する、という一連の活動を繰り返すために設置された²。またGHQ内に、その管理・運用に責任を負う管理官（Controller）が置かれた。

OJEIRFは、日本経済史における占領・復興期に関する研究史上、その重要性が次の2点に関連して明らかとなっている。第1に、米国政府の対日占領政策は1948年にその力点が改革から経済復興へと明確に移動したが、その1948年に米国産棉花（米棉）の調達のために、OJEIRFに基づいた借金が米国銀行団とGHQとの間で締結されたことである³。このOJEIRFに基づく米綿借款は研究史上、対日占領政策の転換を象徴する事象の1つとして認識されている。

第2に、戦前から1950年代頃にかけての日本経済の基幹産業の1つであった綿工業の中の綿紡績業において、棉花が不足した時期に、上記のOJEIRFに基づく米綿借款が米国から棉花を輸入

¹ 1945年11月8日付で、米国政府より連合軍最高司令官D・マッカーサーへ指令された米国統合参謀本部指令JCS-1380/15「日本占領および管理のための連合軍最高司令官に対する降伏後における初期の基本的指令」の第45条の規定に従い、敗戦時に日本政府等が所有していた貴金属類や証書類、外国為替等がGHQの管理下に置かれていた。『日本占領重要文書』第1巻「基本篇」日本図書センター、1989年、pp. 160-164。竹前栄治・中村隆英監修、岡部史信解説・訳『GHQ日本占領史』第27巻「日本人財産の管理」日本図書センター、1997年。これらの貴金属類等は占領・復興期、基本的に、日本銀行もしくは大阪造幣局の金庫室に保管されていた。そしてこれらは、日本から他国への賠償の一部として使用されることが、米国政府や極東委員会、GHQによって想定されていた。なお1945年12月29日付でGHQは管理下にあった貴金属類等の中核を占める金について、米国への移送を米国政府へ要請している。米国政府は、輸送中の消失の危険性等の理由で1946年4月1日付でこれを拒否している。次の統合参謀本部指令とその付属文書を参照。JCS-1647, 22 March 1946, JCF-1, Reel 3（国会図書館所蔵。本稿の注13を参照）。この米国政府の拒否がなければ、約1年半後にGHQ主導の下でOJEIRFは創設されなかったであろう。以下本稿では、OJEIRFの財源として、GHQにより貴金属に加えて宝石も想定されている場合、「貴金属類」と表記し、証書類や外貨も想定されている場合、「貴金属等」「貴金属類等」と表記した。

² GHQ内でOJEIRFが正式に規定されたのは、1947年8月15日付の文書による。これは本論で後述する。

³ 代表的な研究として、次を参照。宮崎章訳、ハワード・B・ショーンバーガー著『占領 1945-1952 -戦後日本をつくりあげた8人のアメリカ人』時事通信社、1994年（原著1989年）、pp. 224-225, 236。

する際の主要な資金源の1つとなったことである⁴。米棉は占領・復興期において、棉花の全輸入量中、他国産棉花に比べ毎年首位の輸入量を誇り、その中でもOJEIRFに基づく借款により調達された米棉は1948年から1950年に掛けて輸入されて、その期間における米棉の全輸入量の約28%、特に1949年1年間には46%を占めていた⁵。

以上のようにOJEIRFは研究史において重要性が認識されていながら、これまで歴史実証的な検討の主要な対象となったことはなかった。したがってOJEIRFに焦点を当てて検討を加えるだけで十分、研究史の空白を埋めるという点で意義があるけれども、本稿はOJEIRFの設立の検討に当たり、次の点に注意したい。それは、1940年代後半期、日本経済は必要物資の輸入のために米国からの援助に大きく依存していたが⁶、そのような貿易構造からの転換を模索する動きも、比較的早期から日米両政府やGHQに存在していたという事実である。OJEIRFはまさに輸入物資のための外貨を調達するための制度であったから、この点との関連を無視することはできない。

上記に関する米国政府とGHQの動きについて、これまでの研究史で明らかにされていることを示せば、以下の通りである⁷。まず、当時の米国政府やGHQのその点に関する現状認識については、秦郁彦が整理している⁸。占領初期の米国政府は原則として、「疾病と社会不安」(disease and unrest)を防止するための最小限の輸入しか、日本に認めないとする方針を取っていた⁹。また占領期間中の日本の貿易に見られた構造的特徴は、戦前に比べて「縮小した輸出入規模」、「国際収支の不均衡」、「生産レベル」の低下等であり、これらを背景に日本は必要とする大量の食糧輸入を賄うことができず、米国のガリオア援助によって貿易赤字を補填していた。そのため「1947年半ばごろまでに、SCAP [GHQと同義] とワシントンは、こうした貿易パターンを継続するかぎり、日本経済の再建は望み薄であり、アメリカ納税者の負担も減少しないであろうことを認識するに至った¹⁰」。

そのような現状認識に対する米国政府の対応は、M・シャラー、H・ショーンバーガー、加藤洋子(安原洋子)、三和良一等の研究の中で、具体的・体系的に明らかにされている¹¹。1947年中頃以降、米国政府内では陸軍省次官W・ドレイパー(William H. Draper Jr.)や国務省政策企画部長G・ケナン(George F. Kennan)などを中心にして対日占領政策における経済復興への力点の

⁴ 田和安夫編『戦後紡績史』日本紡績協会、1962年、pp. 26-27；大畑貴裕『GHQの占領政策と経済復興－再興する日本綿紡績業』京都大学学術出版会、2012年、第3章第1節。

⁵ 同上書、pp. 8-9, 110-111。1949年は、米棉が全棉花輸入量の内75.6%を占めたから(p. 8)、余計にOJEIRFに基づいて調達された米棉の意義は大きかった。

⁶ この点は周知のことであるが、例えば次を参照。通商産業省通商局通商調査課編『日本貿易の展開－戦後10年の歩みから』商工出版社、1956年、pp. 79-87。

⁷ これに関する日本政府の動きを述べると、日本政府は米国政府やGHQの管理下にあり、自由に政策を決定することができなかったが、外務省や経済安定本部などで貿易面を含めた経済復興計画を作成していた。林雄二郎「戦後経済計画の系譜とその背景(Ⅰ)」林雄二郎編『新版 日本の経済計画』日本経済評論社、1997年。

⁸ 大蔵省財政史室編、秦郁彦執筆『昭和財政史－終戦から講和まで』第3巻「アメリカの対日占領政策」東洋経済新報社、1976年、p. 280。これは、米国政府やGHQの諸面にわたる占領政策に関して、網羅的に、できる限り体系的に記述しようとしており、占領政策に関する古典的な基本文献の1つである。

⁹ 同上書、pp. 271-272。

¹⁰ 同上書、p. 280。秦は、GHQと米国政府の「認識」に関するこの引用文を導出するための考証を行っていないが、この引用文の内容は、米国政府に関する部分については次の注に挙げた研究で詳細が明らかにされており、GHQに関する部分についても次の注の研究の一部や本稿の本論で示しているように正しいと評価できる。

移動が行われ、その流れの中において日本の貿易構造の転換を企図して、OJEIRFに基づく米棉借款等を含む工業原料の対日輸出・援助の拡大を促進する措置を取ったり、また輸出産業を含む諸産業の発展を図って賠償政策や独占禁止政策の緩和を行ったり、貿易体制の整備の一環として単一為替レートを設定したりしたことが分っている。

それでは、上記のような現状認識に対するGHQの対応は、どうであったろうか。これは研究史上、未だ具体的・体系的に解明されていない。秦郁彦は、この点に関して占領当初よりGHQが、輸出産業と見た繊維産業の支援に熱心であったことや民間貿易の再開に取り組んだことを指摘しているが¹²、米国政府の上記のような諸施策と渾然一体として記述していることもあり、GHQ独自の意思・政策を体系的に明らかにしていない。また上述したM・シャラーらが米国政府の対日占領政策に焦点を当てつつ、GHQの行動についても触れているものの、それを体系的に明らかにしているわけではない。そもそもが、経済・貿易政策の実施主体である日本政府がGHQの直接管理下にあった以上、そして連合軍最高司令官および米国太平洋陸軍（極東軍）総司令官であったD・マッカーサー（Douglas MacArthur）が指揮したGHQは、米国政府から一定の距離を取って活動したことが知られている以上¹³、GHQの独自性を無視することはできないだろう。それにもかかわらず、当該期における貿易構造の転換を企図したGHQの占領政策や実

表1 OJEIRF政策形成者に認識されたGHQ管理下の換金可能な貴金属類等の価値

単位：ドル

	A. 1947年1月6日	B. 1947年1月7日 ～1月30日	C. 1947年1月30日以降
下記の情報の提供主体	CPC	CPC、ESS財政課	CPC
金	2億578万8,000	1億2,478万8,000 * ¹	1億2,394万7,282 * ¹
銀	4,671万6,000	5,921万6,000 * ²	4,672万7,070
プラチナ	479万2,000	479万2,000	- * ³
宝石（ダイヤモンド等）	2,500万	2,500万	- * ⁴
換金可能な証書・外国為替	200万	200万	・
ドル * ⁵	・	・	59万3,321
合計	2億8,429万6,000	2億1,479万6,000	1億7,126万7,673
調整後の合計 * ⁶	・	・	1億3,701万4,138

資料：A：LeCount to Marquat, "Finance for Japan's Foreign Trade", 6 January 1947, ESS(B)07156.

B：LeCount to Marquat, "Finance for Japan's Foreign Trade", 7 January 1947, ESS(B)07156.

C：CPC to ESS, "Proposed SCAP Revolving Fund", 30 January 1947, ESS(B)07156.

表注：*¹：保有額からインドシナ、タイ、イタリア、中国からの商取引上の請求分を差し引いた額。 *²：ESS財務課が最近の銀価格にて再計算。 *³：保有量は日本経済が必要とする分へ全量充当のため、OJEIRFへ充当されず。 *⁴：保有量から返還請求分を差し引いたため、OJEIRFへ充当されず（保有量の約2倍の請求あり）。 *⁵：資料（上記C）には、「German origin」および金銀の塊を売却して得た旨、記載がある。「German origin」とは在日ドイツ人等から押収したドルと考えられる。米国統合参謀本部指令JCS-1380/15の第45条を参照。 *⁶：合計から将来の請求に備えた準備金20%を差し引いた後の値。

注：(1) CPC：GHQの民間資産管理局。(2) 表中の「・」は資料に言及がないことを示す。

¹¹ 五味俊樹監訳、マイケル・シャラー著『アジアにおける冷戦の起源—アメリカの対日占領』木鐸社、1996年（原著1985年）、特に第2章、第4章、第7章；ショーンバーガー、前掲書、特に第6章と第7章；通商産業省通商産業政策史編纂委員会編『通商産業政策史』第4巻「第1期戦後復興期（3）」通商産業調査会、1990年、第1章第1節（担当者は安原洋子）；通商産業省通商産業政策史編纂委員会編『通商産業政策史』第2巻「第1期戦後復興期（1）」通商産業調査会、1991年、第1章（担当者は三和良一）。

際に貿易体制の再建に果たしたその役割を具体的・体系的に明らかにした研究は、存在しないのである。

本稿ではこのような研究史の状況を踏まえ、GHQの内部における政策形成に焦点を当てて検討を行いたい。その際、特にGHQ内において、貿易を含む経済全般を管轄していた経済科学局(Economic and Scientific Section. 以下、ESSと略称)に注目する。

以上から、本稿の具体的な課題は、OJEIRFの設立主体であったESSのその設立に関する意思・構想・背景事情を明らかにするとともに、1947年8月の設置に至るまでの過程を解明することに置く¹⁴。

1. OJEIRFに関する初期の立案過程

1-1. ESS財政課による意見具申

日米両政府やGHQの中で最初に、GHQの管理下にあった日本の貴金属類等を元手にして輸入資金を創出するために積極的な行動を起こした組織は、ESSであった。1947年1月初頭に、GHQの管理下にあった貴金属類等を活用する構想は、ESS局長W・マーカット(William F. Marquat)周辺において生じたか、または何らかのルートでマーカットへ提案されたと考えられる。それを示すものは、1947年1月6日付でESS財政課の課長W・ルカント(Walter K. LeCount)がマーカット宛に提出した文書である。内容は、その時点でマーカットも既知の日本の貴金属類等から輸入資金を創出する構想についての意見具申であった¹⁵。ルカントのこの意見具申は分量2枚

¹² 大蔵省財政史室編、秦郁彦執筆、前掲書、pp. 281-285。なおGHQが作成した自らの貿易政策のほぼ同時代の記録があり、貿易に関する事項が網羅的に記されている。竹前栄治・中村隆英監修、西川博史解説、石堂哲也・西川博史訳『GHQ日本占領史』第52巻「外国貿易」日本図書センター、1997年。しかしこれは個々の事実の詳細を十分に記述していない上に、必ずしもそれらを有機的に結びつけ体系的に論じているわけではない。歴史的な意義がほとんど論じられていない点も、同時代の記録の限界と言えよう。なお、主に日本政府が実施した貿易再建に関する諸政策を具体的・体系的に記述したものとして、通商産業省通商産業政策史編纂委員会編、前掲書、第4巻、第1章第2節(担当者は西川博史)を挙げることができる。これは日本政府へ貿易再建に係る諸指令を送っていたGHQの動向に関しても、多くの点を明らかにしており、占領・復興期の貿易再建に関する先行研究として高く評価することができる。OJEIRFについても、pp. 138-140等で触れている。ただこれは、GHQに焦点を当ててその貿易再建に関する対応に加え意思・構想・背景事情をも体系的に明らかにしているものではない。

¹³ 例えば次を参照。大前正臣訳、セオドア・コーヘン著『日本占領革命-GHQからの証言』上巻、TBSブリタニカ、1983年、第4章から第6章；増田弘『マッカーサー-フィリピン統治から日本占領へ』(中公新書)中央公論新社、2009年、p. 329。

¹⁴ 本稿で主に使用した資料はGHQ文書である。国会図書館が米国国立公文書館所蔵のGHQ文書をマイクロ・フィッシュ化したものを閲覧した。またその複製を所蔵している立命館大学修学館リサーチライブラリーでも閲覧している。GHQ文書を使用する場合、原則として差出元、宛先、題名、日付、国会図書館憲政資料室の請求番号(頭にESSとOCCが付く)を記した。国会図書館が所有する統合参謀本部(JCS)文書、極東委員会(FEC)文書、SWNCC文書などの他のマイクロ資料を使用した際も同様に出自を記した。

¹⁵ Walter K. LeCount, Chief, Finance Division to W. F. Marquat, "Finance for Japan's Foreign Trade", 6 January 1947, ESS(B)07156. なおこの文書は、ルカントの自発的な「意見具申」ではなく、マーカットからの諮問に対する「答申」だった可能性もある。

の簡潔な文書であるが、結果的に後から見て、OJEIRFに関するESSの基本方針を示していたと解釈できる文書であり、さらにESSが認識していた当時の日本の貿易構造の問題点に対する解決策の提示と解釈できる文書である点でも重要なので、その内容を確認しておこう。

ルカウントはまず冒頭で、GHQ管理下の貴金属類等を回転基金（a revolving fund）として使用するという「最近の提案」（recent proposal）は利点を有しているとし（誰が誰に対して行った提案かは不明）、賛意を示した。そして現在、米国政府の支出により実現している消費財の輸入（ガリオア援助）が、日本の輸出増大に寄与していないことを指摘した（第1条）。そこでそれとは対照的に、この回転基金を元手に捻出する前貸金（advances）を使用して原料を輸入し、その原料から生産した製品を輸出するというを行なえば、その輸出代金はその前貸金の返済に十分であるばかりか、黒字すら生むことを述べた（第2条）。また、このような貴金属類等の活用は、最終的に賠償に悪影響を与えないという見通しも述べている（第3条）。そして表1のAにあるように、活用される貴金属類等の価値は、GHQ内でそれら貴金属類等の管理に責任を持っていた民間資産管理局（Civil Property Custodian. 以下、CPCと略称）の報告を元に、総計で2億8429万6000ドルであると伝えた（第6条）¹⁶。

さらにルカウントは、回転基金から前貸金を得ることや原料輸入とその加工品の輸出に関連した具体的な施策として、次の4点を挙げた（第4条と第5条）。

まず第1に、回転基金の運用に際して、日本の現状の貿易で使用されているものとは異なる会計制度（an accounting system）を設置することであった。これは、当時1947年中頃まで主としてGHQは日本の貿易のために、米国陸軍省の所有する勘定である「SCAP信託基金」（SCAP Trust Fund）を使用していたことから¹⁷、それとは異なるGHQ独自の勘定を有することを企図した施策であったと考えられる。ルカウントは、特に根拠を述べることなく、そのような独自の勘定を設けることによるのみ、「この基金の完全な清算が保証される」と述べているけれども、SCAP信託基金を使用することで清算に不都合があるとは考えにくい。その真意としては、この時期、SCAP信託基金の利用による輸入は、基本的に「疾病と社会不安」を防ぐための最小限度の輸入でないと許可されないということになっていたから、GHQの自由な意思の下で迅速に貿易を行うために、この機会に独自の勘定を有することを狙ったものと考えられる¹⁸。この点は、1947年中頃以降、OJEIRFに関する政策形成過程とは直接に関係せずに、「SCAP商業勘定」の設置という形で実現する¹⁹。

第2の施策は、前貸金の調達に直接関わる点であるが、CPCが管理していた上記の貴金属類等を、CPCの管理から切り離して外国へ輸出して換金するという施策である。特に記載されていないが、主としてドルに換金することが暗黙に想定されていたはずである。

第3の施策は、上記の換金に際してその一部を、ポンドに換えることであった。これはルカウントが、回転基金を利用して輸入される原料の大部分が、「マレーヤオーストラリア、インド」

¹⁶ ただしこの値はルカウント自身により翌日付で訂正された。表1のBを参照。

¹⁷ SCAP信託勘定は、正式には「信託基金受取勘定」（a trust fund receipt account）と呼ばれ、米国陸軍省の会計制度の一部を成すものであった。Haskins & Sells, “Report on Examination of Foreign Exchange Funds for the Period from September 2 1945 to March 31 1951”, 16 July 1951, pp. 35-37, OOC-01053.

¹⁸ ただしこの文書のこの時点では貴金属類が最終的に連合国への賠償に使用されることが想定されていたので、賠償政策を議論していた極東委員会等を刺激しないために、他の貿易決済と切り離すことでそれらの支出入による変動が生じないようにした別の勘定を設置しようとした、とも考えられる。

¹⁹ SCAP商業勘定の設立過程に関しては、今後、別稿にて検討する予定である。

等のポンド圏から調達されると認識しており、ポンドでの支払いが貿易実務の簡素化につながると考えたためであった。この点は結果的に、直接に実現することはなかったが、後日、上記のSCAP商業勘定の一部として「ポンド勘定」が創設されることから、その基本理念自体は実現されたと評価できよう。

第4の施策は、日本の諸産業へ配分される輸入原料が加工後に確実に輸出されることを保証するために、ライセンス制度（a license system）を導入することである。その詳細は記されていないが、回転基金によって輸入された原料については、輸入、生産、流通、輸出の一連の過程を追跡できるような管理を行うことが想定されていたと考えられる。ルカウントは将来、賠償の原資になる可能性を有していた日本の貴金属類等を換金した資金で原料を輸入する以上、純粋な国内消費によってその価値を減じるわけにはいかず、確実に加工品を輸出に回すことを保証する措置が必要であると考えたのだろう。

この「ライセンス制度」に関連する、棉花輸入について触れておこう。後に、この回転基金案を発展させたOJEIRFに基づいて、1948年から米綿が日本へ輸入されることになるが、米綿自体としては、すでに1946年6月から「CCCグループ1棉」と呼ばれた約90万俵の米綿が輸入されており、日本国内では1946年中にその輸入から生産、輸出に至るまでの統制制度が構築されて、円滑に運営されていた²⁰。つまり、日本国内において確実な輸出保証を求めるのであれば、当時、棉花ほど好個の輸入原料はなかったのである。また、この時期、CCCグループ1棉の後に輸入される棉花の見通しが立っておらず、追加の棉花の調達がESS内では問題となりつつあった²¹。追加の棉花調達の原資を提供するものとして、この回転基金案はまさに時宜にかなったものであった。このように、すでに1947年1月初頭の最初期の構想の段階から、貴金属類等を元手に調達される外貨を棉花輸入に充てることが想定されていた可能性が高いと言える。

他にこの1947年1月6日付文書から窺い知ることができるのは、当時ESS局長マーカット周辺では、日本国内にある貴金属類等だけではなく、日本の在外資産も輸入資金の元手として活用できないかという構想が存在しており、下に引用するようにマーカット自体もそれに肯定的だったということである。しかしこれに対してルカウント自身は、次の引用のように述べて、日本国内の貴金属類等の活用を優先すべきことを述べている。「日本人の巨額の資産が、様々な連合国が保管して海外に保たれたままになっており、また疑いなく、これらの資産の大きな割合が現金に容易に変えることができる。今までのところ、合衆国は、議会による支払いを通して、占領の非軍事的活動の費用、つまり食糧や衣服や人員等の提供を負担している。・・・（筆者省略）・・・そのような資産の換金可能な部分が合衆国の納税者の負担を減ずるために利用されるべきであるというあなた [マーカット] の提案が、できる限り早く実現されるべきであることは理解できる。しかしながら、早期に、より一生懸命行うべき努力は、貿易の発展のために日本国内の資産（the local assets）を放出することである。」（第8条から第9条）。ただし実際には、占領期、日本の海外資産が大規模に貿易資金として活用されることはなく、このような構想だけに終わった²²。

また、上の引用文から明らかにすることができるのは、マーカットやルカウントが、従来通りの米国政府の支援を継続する限り、その支援額は減らないままであるという認識を持っていたことである。そしてそのジレンマを乗り越える必要性も、認識されていたことが分かる。その克服のためにルカウントが提起したことは、上記のように、食糧等の必需品輸入額を賄えるだけの外

²⁰ 大畑、前掲書、第3章を参照。

²¹ 同上書、pp. 122-123。

貨を日本自身が獲得できるように、その呼び水として貴金属類等を元手に外貨を調達し、それにより工業原料を輸入して加工品を輸出することであった。そしてその際、主要な輸出産業として想定されていたのは、綿工業であったと考えられる。

1-2. ESS貿易課作成の文書に基づく基本方針の樹立

ESS局長マーカットは、以上のような1947年1月6日付のESS財政課長ルカウムの回転基金案の骨子に同意したと考えられる。それを示すように、これ以後この構想の要点を踏襲しつつ、より細部を詰めた具体的な政策案がESS内で作成された。まずそのような政策案の「第1草案」が1月17日付で作成されたが、それはESS工業課長のJ・リデイ (Joseph Z. Reday) によって作成されたと考えられる²³。そして、ルカウムの意見やリデイの草案の骨子を生かして、回転基金に関する政策案につき1月21日付で完成稿を作成してマーカットへ提出したのは、ESS貿易課の副課長F・ピッケル (Frank E. Pickelle) であった²⁴。

このように、回転基金に関する政策案は、最初期の構想段階からESS局長の直接的関与が分かる上にその後もESS内の主要な課である財政課、工業課、貿易課の主だった者たちによって起案・作成されており、1947年初頭、彼らESS上層部がそれを重要な政策と受け止めていたことを意味している。

GHQ管理下の貴金属類等の利用に関してこの時点でのESSの政策構想の集大成と言える、その1947年1月21日付文書の内容を確認しよう。まず第1条で、当時の日本の貿易状況の概要が述べられている。「1945年と1946年の日本の貿易赤字の推定値は、1億7075万ドルである。1947年暦年の貿易赤字の推定値は、5億7250万ドル」とされ、巨額の貿易赤字が指摘された。そして現状の輸入への支払いは、次の3つのカテゴリーに分けられると述べている (第4条)。「カテゴリー1」 (Category 1) は「疾病、飢餓、社会不安」に対処するための輸入品への支払いであり、これはガリオア援助によって充当されているとしている。「カテゴリー2」は「占領目的を満たすために必要なもの」への支払いであり、これは輸出品の収益を貯めたSCAP信託基金が充てられていると述べている。そして「カテゴリー3」は「民間経済」 (civil economy) に他の形で必

²² 日本の在外資産に関して、翌1月7日付でルカウムはマーカットへ報告を行っている。大蔵省の推定によれば、官民合わせて約240億ドルの在外資産が存在しているが、その少なくとも80%は中国、満州、朝鮮半島にあり、大半はソ連と中国に「強奪された」 ("looted")。残り48億ドルは南北アメリカと欧州にあり、大半は不動産であるが、おそらく換金可能であろう旨をルカウムは伝えている。LeCount to Marquat, "Japanese Assets Held Abroad", 7 January 1947, ESS(B)07156. また次も参照。大蔵省財政史室編、西村紀三郎執筆『昭和財政史—終戦から講和まで』第9巻「国有財産・造幣印刷・専売」東洋経済新報社、1976年、pp. 11-14。

²³ "Staff Study, Revolving Fund for Financing Japanese Foreign Trade", 17 January 1947, ESS(B)07156. 1枚目右上に、「Draft #1」と記され、さらに作成者として「JZR」のイニシャルが記されている。この時期のESS内でイニシャルがJZRになる人物は、ESS工業課長J・リデイ (J. Z. Reday) 以外にはいなかったと考えられる。国会図書館憲政資料室所蔵の1947年1月前後の時期のGHQ電話帳を参照。例えば "Tokyo Telephone Directory, February 1947". 発行されなかったのか、ちょうど1月版は所蔵されていない。またこの草案の内容に関しても貿易関係の数値に概数が多く、完成稿と同じくESS貿易課が作成したとみなすには、数字や貿易関連の記述の精度が高くないように思われる。

²⁴ F. E. Pickelle, Deputy Chief, to Marquat, "Establishment of 'SCAP Revolving-Fund Account'", 21 January 1947, ESS(B)07156.

要とされるものへの支払いであるが、これは「現在、陸軍省に許可されていない。一般に『最低限の経済』(“minimum economy”)のための輸入品はカテゴリー2に含まれる」とされた。

この引用最後の個所は、<許可されていないのに輸入されている物がある>と読める。分かりづらいところであるが、この1月21日付文書の草案である1月17日付文書には、この「カテゴリー3」の説明として次のように記されている。「厳密に定義するのであれば、このカテゴリーは工業の生産に必要な原料その他の輸入も含むであろう。実際、しかしながら、原料はカテゴリー2の下に含まれているので、カテゴリー3は非常にまれにしか使用されない」とある。つまり、本来、陸軍省によって原則禁止されていた工業原料の輸入を、輸入資金が他にないので「カテゴリー2」のための支払手段であるSCAP信託基金を使用して、「違法すれすれ」に行っていたという実態を窺い知ることができる。

そして、そのような輸入の現状は、今後改善される見通しが無い旨をピッケルは指摘する(第5条から第8条)。まず1947年財政年度(1946年7月1日から1947年6月末)のガリオアの残額が乏しいことを記している。そして、米国以外との貿易において輸入時に即金での支払いを求められる場合があり、SCAP信託基金を使っていることが述べられ、例えば、シンガポールから生ゴムを輸入した際の事例が挙げられている。将来的には、蘭領東インドから生ゴムを、タイから米を、そしてオーストラリアから羊毛を、仏領インドシナから石炭を輸入するときにも同様であろうとしている。ここでは明示されていないが、SCAP信託基金は多額の資金が貯められていたわけではなく²⁵、とても、日本に必要な輸入資金の全てを賄えるわけがないことをピッケルは示唆している。

その上でピッケルは、日本経済の苦境にも触れた。「日本の製造業の生産水準(The industrial level of production)は、非常に減退している。・(筆者省略)・[日本の]産業は、戦時期の[原料の]備蓄の残余をもって、[生産を]続行している。今日、これらの備蓄は実際に使い果たされ、障害を負った産業はその日暮らして孤軍奮闘している。そのような原料を得るために、GHQは直接に資金を支出すること(make immediate cash)を強いられている²⁶」(第9条)。また「日本の場合、資金不足がその必要品を得ようとする努力を邪魔している。それゆえ、日本の貿易は、輸入品の不足が輸出品の生産を減速させ、さらに今度はそれが、日本が輸入品を得る能力を減退させる、という悪循環をなしているように思われる」(第10条)。

以上のような現状認識が論理的に意味することは、外貨不足による工業原料の輸入の困難こそが、日本経済の苦境の主要な要因であるということであった。実際ピッケルは、原料輸入のための外貨の調達が必要であると、次のように述べている。「ガリオアの支出に加えて何らかの金融上の支援がないのであれば、日本は行き止まりの道を進み続けて、占領の成功は深刻な危険にさらされるという事実は確実なものとなっている。長期の借款もしくは原料加工に関する借款による連合国の側からの直接的な支援は、直ちに利用可能とならなければならない」(第11条)。そして、その調達する外貨を回転基金として使用することの有益性が強調された。「『国内消費に回されない』輸入品(“non-retained” imports)を購入するための回転基金の創設は、輸出品の量を増やすことによって日本の現在の低生産の循環を打破することに有益となるだろうし、日本が

²⁵ 例えば、後述する1947年1月31日付でESS局長マーカットからマッカーサーへ送られた文書(注30を参照)に、SCAP信託基金の収入が「現在危険なほどに低位である」と記されている。

²⁶ 本文で上記したように、「カテゴリー3」に本来ならば該当する原料を、「カテゴリー2」のSCAP信託基金を使って輸入しているという意味であろう。

自力で支払うことで、連合国のなかの特定の国の寛大さと支援の継続にその生存を頼ることのない状態へ戻すことにも有益となるだろう」(第18条)。

その回転基金の具体的な資金源として注目されたのが、「約2億1500万ドル」に相当する日本政府所有の貴金属類等の換金であった(表1のBを参照)。具体的には、次のような利用方法を、第22条でピッケルは考えていた。すなわち、貴金属類等から外貨を得るのは5年間の限定とし、その間にその外貨は加工品を輸出するために原料を輸入することのみに充てられ、5年後には清算されて、その元金は「その本来の用途」に使用されるとされた²⁷。具体的に購入する原料としては4点が予定されていた。棉花70万俵(取得費用は1億2500万ドル)、羊毛30万俵(同4500万ドル)、缶詰食料品の原料(同55万ドル)²⁸、生ゴム2600トン(同1500万ドル)とされ、前述したようにESS財政課長ルカウムの意見具申時からおそらく想定されていた通り、調達される外貨の大部分(70%強)が、棉花へ充当されることが示された。そしてそれら諸原料から得られる総売上から、総費用を差し引くと1億9872万5000ドルの黒字が残ると推定された。

このような具体的な計画は、ルカウムの1947年1月6日付文書中の上述の「第2の施策」を引き継ぎ発展させたものと評価できるが、ピッケルは、他にもルカウムの「施策」を踏襲する点を打ち出していた。まず、ルカウムの「第1の施策」に相当するGHQ独自の勘定の設立を、ESS局長へ勧告している(第22条)。また、「第4の施策」のライセンス制度に当たるものとして、ピッケルは「『リンク制度』に似た方針」(lines similar to "Link System")の導入を計画した。これは、「例えば、X量の羊毛が輸入される場合に、損耗高や指定された割合を差し引いた分のX量の羊毛を含む最終羊毛製品が輸出される」という制度であった(第20条)。つまり、輸入された原料が国内消費に回されずに、最終的に輸出へ結びつくことを保証するための制度が考えられていた。

このようにESS財政課とESS貿易課のトップで実際に見解の収斂が見られ、またこの1947年1月21日付文書にESS工業課とESS財政課が同意(Concurrences)を与えているという事実から²⁹、ESS上層部において、1月中頃に貴金属類等の輸入資金としての活用策に関して意見集約と合意があったことが分かる。

1-3. GHQ上層部の承認と米国陸軍省への送信

直接に立証できないが、ESS局長マーカットはこの1947年1月21日付文書を承認した。彼はこれを1月31日付で、それを整理した内容を持つ文書とともに、連合国軍最高司令官マッカーサーへ提出しているからである³⁰。マーカットはさらに、回転基金設立の許可を求める米国陸軍省へ

²⁷ 賠償に使用されることが示唆されている。

²⁸ 缶詰食料品の原料として、綿実油、砂糖、スズ板、マニラ麻等が想定されていた。"Proposed Canned Foodstuff Export Program (1947)", 日付不明、ESS(B)07156。

²⁹ 次に同意の書名が記されている。Foreign Trade Division (以下、FTと略称)、“Memorandum for Record”, 22 January 1947, ESS(B)07156。他に、GHQ内で旧日本軍関連資産の処理等を所管していた参謀第4部(G-4)も同意を与えている。G-4については、竹前栄治・中村隆英監修、高野和基解説・訳『GHQ日本占領史』第2巻「占領管理の体制」日本図書センター、1996年、p. 32。

³⁰ Marquat to the Supreme Commander, “Establishment of SCAP Revolving-Fund Account”, 31 January 1947, ESS(B)07157。1月21日付文書と題名も同じであることに注意。マーカットのほぼ全面的な承認を窺い知ることができる。

の電信案も一緒にマッカーサーへ送っている。マッカーサーに、その電信案への承認を求めたためであった。ESSが本件について陸軍省に許可を要請しようとした主要な理由は、GHQ管理下の日本の貴金属類等は、極東委員会で当時、議論されていた賠償政策に関係していたために、GHQだけで処理できる事案ではないと判断したためと考えられる。これに対し2月5日付でESSの上位者であるGHQ参謀長（Chief of Staff）は、おそらくマッカーサーの意を受けて、「[ESSから] 勧告されたワシントンへの発信は承認される。それは、すばらしい提案である」（It is an excellent presentation.）とESSへ返答した³¹。ESSの上記の政策案は、GHQ上層部の承認を受けたのである。この電信案は2月7日付で、陸軍省へ送信された³²。

次節と関わるこの1947年2月7日付電信の要点を、確認しておこう。下記のように、陸軍省へ送られた電信は4節構成であり、前月中にESS内で合意形成された論点を整理したものと評価できる。まず冒頭で次のように述べて、陸軍省へ何の実現を求めているのかを明らかにしている。「[この電信の] 主題は、[輸入の] 収益を増大することと一般産業の復興を支援することの手段として、自己清算する日本の生産計画へ資金供給するような特別な信託基金（a special Trust Fund）を与えるために、日本の換金可能な資産を利用することである」。そして、具体的には次の3点が計画されていると伝えた（第1節）。1点目は、現在押収されてGHQの管理下にあるすべての換金可能な資産を現金化すること。2点目は、「そのような現金化の成果を、・・・（筆者省略）・・・特別な信託基金に置くこと」。そして3点目は、この基金の下で、輸入原料は国内でリンク制度の下に置かれて国内消費に回されずに加工品の輸出に配分されるために、資産の最初の価値は保持される、ということであった。

特に上記の2点目に関しては、換金後の資金をSCAP信託基金へ入れることには「反対意見がある」だろうから、現行のSCAP信託基金とは別の「特別な信託基金」が必要なことを、1節を使って主張している（第4節）。つまり、陸軍省の直接管理から切り離された独自の貿易上の会計制度をGHQが求めていることが示されていた。なお、GHQ管理下の貴金属類等の内で換金できる部分の金額は、1億3700万ドルであると報告された（第2節。また表1のCを参照）。

このような計画を実行することの意義は、輸出品生産用の原料を輸入するための資金の調達であった（第3節）。現在の米国の対日支援は、食糧や石油等の国内消費向けの必需品に限定されているが、日本に輸出黒字が生じれば、それら国内消費向けの必需品輸入への米国の支出を減らせることから、米国の利益になる旨が説明された。

以上の1947年2月7日付電信は、単純に回転基金の設置を求めるものではなく、他の連合国の利害が絡む賠償政策に加え、貴金属等の海外における具体的な換金方法、GHQが管理する新たな貿易上の会計制度、また日本の貿易の一層の進展といった事項が明示的にもしくは暗黙裡に記されており、それらはGHQだけでは決定できず、米国政府や極東委員会との協調・折衝が必要な事項であった。そこで次節では、まずこの電信に対する米国政府と極東委員会の対応を明らかにし、次にそれを受けたGHQの措置を明らかにする。

³¹ C/S to ESS, 5 February 1947, ESS(B)07157.

³² SCAP to WASHINGTON(WDSCA), C-69902, 7 February 1947, ESS(B)07209.

2. OJEIRFの形成過程

2-1. 米国政府と極東委員会によるOJEIRFの承認

米国陸軍省は、日本の貴金属等を元手に外貨を調達しようとする、1947年2月7日付のGHQの提案の実現のために米国政府内での調整に動いた。陸軍省は1か月掛けて省内の調整を行った上で、3月4日付で米国政府内における占領政策決定機関の国務省・陸軍省・海軍省3省調整委員会（State-War-Navy Coordinating Committee. 以下、SWNCCと略称）へ³³、「換金可能な日本の資産の利用」と題されたSWNCC353/D文書を提出した³⁴。陸軍省は3月5日付でGHQに対して短く、「日本の換金可能な資産の利用」に関連する「計画が、優先的対応を求めつつ（for priority action）陸軍省のメンバーによってSWNCCへ委ねられた」と答えて³⁵、日本の貴金属等を利用した回転基金設立案につき陸軍省自身が事実上承認した旨と、それがSWNCCへ送られ検討されていることとを伝えた。結果として陸軍省のこの行動は、後日6月23日にSWNCCにて、SWNCC353/2文書「換金可能な日本の資産の利用」が承認されることに帰着する³⁶。

6月23日のSWNCCの決定に至るまでの間に、陸軍省とGHQの間で、当初のGHQの方針の一部の改訂が問題点として浮上した。3月27日付で陸軍省はGHQへ、「SWNCCは、輸出生産用の原料を調達するための信託基金を作るために、押収された日本の資産を現金化するというそちらの提案に原則として賛成する」としていることを知らせた³⁷。同時にこの電信で陸軍省は、SWNCCで挙がった次の2点の質問について、GHQへその「妥当性」につき意見を聞いている。1点目は、「資金（cash）を得るために資産を換金することの代わりに、承認済みの取引のために合衆国や銀行によって提供される外国為替の前貸金に対する見返り担保（collateral security）として資産を使用すること」というものであり、これは日本の貴金属等を直接に換金せずに、担保として使うことで資金を調達したらどうかとする提案を意味していた。第2の点は、日本の貴金属等には他国から返還・支払請求が生じる可能性があったために、将来の請求に備えて10%の準備金を残すというものであった。

この陸軍省の電信に対して、ESS貿易課は次のような電信を策定して、1947年4月1日付で返信した³⁸。まず第2の点の10%の準備金に関しては、賛成することを伝えた。問題は1点目についてであった。電信には「押収された資産の完全な売却が非常に望ましい」と記されて、反対が表明された。この電信の補足説明やそれへのGHQ内関連部署の同意を取り付けるために作成されたESS貿易課の3月24日付文書によれば、反対理由を簡潔に「押収資産の完全な売却は、民間銀行から借款を得るよりも望ましいと思われる」からとしている³⁹。1つにはESS貿易課は、民間銀行より借款を受けたら利払いをしなければならないから、その分、賠償の原資でもある貴金属等の価値が目減りすることを嫌がったこともあったと考えられるが、他方で当時ESSは、1946

³³ SWNCCについては次を参照。竹前栄治『アメリカ対日労働政策の研究』日本評論社、1970年、pp. 39-42。

³⁴ SWNCC353/D, “Utilization of Convertible Japanese Assets”, 4 March 1947, SWN-1, Roll No. 29（国会図書館所蔵）。

³⁵ WASHINGTON (WDS CA ES) to CINCFE, W-93212, 5 March 1947, ESS(A)00383.

³⁶ SWNCC353/2, “Utilization of Convertible Japanese Assets”, 23 June 1947, SWN-1, Roll No. 29.

³⁷ WAR (WDS CA ES) to CINCFE, WAR-94440, 27 March 1947, ESS(A)00383.

³⁸ SCAP to WAR (WDS CA ES), C-51394, 1 April 1947, ESS(A)00385.

³⁹ FT, “Memo for Record”, 24 March 1947, ESS(A)00385. ESS財政課とCPCがこの電信に同意を与えている。

年6月から輸入していたCCCグループ1棉の債務支払いの責任を負って返済に苦慮していたことから⁴⁰、同様に返済のための厳しい条件が付くことが予想される民間銀行からの借り入れには難色を示したものと考えられる。ただ結局この点について、GHQと陸軍省の間で議論が深められることはなかった。

1947年6月23日にSWNCC353/2文書は承認され、GHQによる日本の貴金属等を使用した回転基金の設立が、米国政府によって正式に認められた。6月28日付で統合参謀本部は、SWNCCの決定の骨子をGHQへ知らせた⁴¹。その内容を確認しよう。「日本の生産能力の再生」のために、日本の貴金属類を使用して外貨を調達することを認めること（第A条）が表明され、またGHQが「特別な回転基金」を設置する場合にそれらの貴金属類を換金するか、もしくは担保として貸付を得ることを認めた（第C条）。すなわち、上記したように3月から4月にかけて陸軍省とGHQの間で問題となった貴金属類を換金するのか、それとも担保として資金を借りるのかの点については、この2点のどちらも選択できることとされた。さらに第C条ではGHQに「日本の貿易計画における必需品に対応して、外国為替〔貴金属類に基づいて調達される外貨〕の受け入れの可否を決定する」ことを許可し、事実上、当該計画の実施権限を認めたが、ワシントンとの調整も行うよう、釘を刺している（第F条）。

さらに、極東委員会でも、SWNCCと同様の決定が下された。7月24日に極東委員会で、「日本の中間的な輸出入政策」と題されたFEC032/26文書が採択されたが、この中においても「日本の平和経済の生産性の復活（the revival of productivity）に寄与するように策定された生産計画へ、資金供給することを支援するための外国為替を調達する方法として」、日本政府所有の貴金属類の使用が認められた⁴²。こうしてGHQの上位に位置する米国政府と極東委員会は貴金属（類等）の活用を揃って承認し、ESSによるOJEIRF設立への障害はなくなった。

2-2. ESSによるOJEIRFの設立

早速ESSは、日本の貴金属等に基づく回転基金の設立に動いた。1947年7月24日付でESS局長マーカットは、GHQ参謀長に上記のようなSWNCCの決定事項を報告し、ESSでは実際に回転基金の設置の準備を始めていることを伝えている⁴³。具体的に回転基金の設置を立案したのは、ESS貿易課であった。8月7日付でESS貿易課は、回転基金の設置方法やその管理官の権能

⁴⁰ 大畑、前掲書、第3章。

⁴¹ WAR (Joint Chiefs of Staff) to SCAP (MacArthur), W-81076, 28 June 1947, ESS(B)07209.

⁴² Far Eastern Commission, FEC-032/26, "Interim Import-Export Policies for Japan", 25 July 1947, ESS(B)07208-07209. この文書の主旨は日本の当座の貿易方式を規定することであったが、最後の第16節で貴金属類の経済復興のための活用を許可している。この極東委員会の決定がGHQへ公式に伝えられたのは、8月3日付であった。WAR (Joint Chiefs of Staff) to SCAP (MacArthur), W-83311, 3 August 1947, ESS(B)07208. なおSWNCCは6月末頃に、SWNCC353/1文書（SWNCC353/2文書の前身で骨子は同じ）を極東委員会の米国代表へ送っていた。極東委員会の対日貿易政策の関連文書の中に、貴金属類の活用を許可する条項を入れるためであった。J. H. Hilldring to Secretary of State, "SWNCC383/1", 23 June 1947, SWN-1, Roll No. 29. これに対応して極東委員会では、FEC032文書のシリーズ（対日貿易政策）を対象にして7月上旬頃から検討が進められた。FEC032/26の直接の前身となるFEC032/24文書（1947年7月11日付）やFEC032/25文書（1947年7月23日付）を参照。FEC(A)0151（国会図書館所蔵）。

⁴³ Marquat to Chief of Staff, "Brief, SWNCC 353/2, Subject: Utilization of Convertible Assets in Japan", 24 July 1947, ESS(B)07209.

などについて考察を加えた覚書を残している⁴⁴。さらに検討を重ねたESS貿易課は、8月9日までにOJEIRFを規定した文書を完成させ、ESSはこの規定文を8月10日付で米国陸軍省へ通知した⁴⁵。このOJEIRFの規定文の内容については、後述する。陸軍省はこの規定文への承認をESSへ伝えたかどうか判然としませんが、7月から8月にかけて陸軍省が日本へ派遣していた綿花金融使節団（Cotton Financing Mission）団長で陸軍省の民事局長特別補佐官P・クリーブランド（Paul Cleveland）がその「草案作成に個人的に責任を持った」ことが分かるから、事実上、陸軍省の承認を得ていたことに等しかった⁴⁶。こうして準備を整えたESSは、まず8月14日にGHQの渉外局（Public Information Office）を通してOJEIRFの設立やその概要について公表し⁴⁷、8月15日付で上記のOJEIRFの規定文をGHQ内に周知した⁴⁸。さらに同日付で、ESSがOJEIRFの管轄権を有することが定められ⁴⁹、ESS局長マーカットがOJEIRFの管理官代理（Acting Controller）を務めることも定められた⁵⁰。

この8月15日付のOJEIRFの規定文の概要を見ておこう。これは、全9条から成っていた。まず第1条で、日本の輸出入へ資金を供給する手段としてOJEIRFが位置づけられている。そして第2条で、OJEIRFが管理官によって運営されることが定められた。第3条では管理官の権能が記され、OJEIRFからの資金の支出・回収、またその他一切の関連業務の責任を有することが定められた。

さらに第4条では、OJEIRFを構成する資産として次の6点が挙げられた。(1) GHQ管理下の約1億3700万ドル相当の貴金属等、(2) OJEIRFによって調達された資金を使って輸入された原料の加工品の輸出の収益、(3) CCC棉協定下で輸入された棉花の加工品の輸出の収益（綿花代金返済後の剰余分）⁵¹、(4) 他の方法でOJEIRFの運用によって得られた資金、(5) OJEIRFに基づいて輸入された原料の加工品が他の原料も使用していた場合の輸出の収益は、その混入割合に応じて配分することとし、その場合に得られる収益（(2)の補助規定とみなせる）、(6) 連合国軍最高司令官が特に定める他の資産。このように一応、(2)から(6)もOJEIRFの原資とされたが、(1)がOJEIRFの柱となる資産とみなされていたことは、これまでの政策形成過程から明らかであった⁵²。

⁴⁴ FT, "Plan for the Use of Convertible Assets in Japan as the Basis for a Revolving Funds to stimulate Foreign Trade", 7 August 1947, ESS(B)07208. さらにその8月5日付の草案は、ESS(B)07155に所収されている。

⁴⁵ SCAP to WAR, C-54712, 10 August 1947, ESS(B)07208. この末尾に8月9日付でGHQ参謀長の承認を得たことが記されており、GHQ上層部がESS作成のOJEIRFの規定書やその設立を承認していたことが分かる。

⁴⁶ ESS, "Memorandum for Record", 30 September 1947, ESS(A)0377. なお、この使節団は、CCCグループ1棉に続く棉花調達についてESSとの協議を深めるために派遣された。大畑、前掲書、pp. 128-129。また1948年5月よりクリーブランドは、陸軍省を離れてESSに勤務しOJEIRFの運営に携わることになる。SCAP to DA, C-60987, 27 May 1948, ESS(A)00541.

⁴⁷ 「輸出入回転基金設定に関する総司令部渉外局発表」、『日本占領重要文書』第3巻「経済篇I」日本図書センター、1989年、pp. 106-107。

⁴⁸ GHQ, Circular No.9 of 1947, "Establishment of Occupied Japan Export-Import Revolving Fund", 15 August 1947, ESS(B)07209.

⁴⁹ GHQ, General Order No.12 of 1947, "Amendment of General Order 3, 1945", 15 August 1947, ESS(B)07155.

⁵⁰ GHQ, General Order No.13 of 1947, "Announcement of Acting Controller, Occupied Japan Export-Import Revolving Fund", 15 August 1947, ESS(B)07155.

⁵¹ CCC棉協定は、CCCグループ1棉とその後に続いて輸入されたCCCグループ2棉の対日輸出を定めた米国政府内の諸省・機関の間の協定である。大畑、前掲書、pp. 116-117。

その他の条項では、OJEIRFの使途、運用上の制限事項や遵守事項等が詳細に定められた。なお前述したように、1947年3月27日付の陸軍省の電信では、請求に備えた準備金として貴金属類等の10%が充てられることが提起され、ESSもそれを容認していたが、この8月15日付の文書では上記の(1)、(3)、(6)の価値の30%に相当する部分が、準備金として常に残されるべきことが定められ、より一層厚い保証措置が取られることになった(第6条のb項)。極東委員会での賠償政策の先行きへの備えや、OJEIRFを担保に借款を供与する銀行に対する信用を高めることを考えて、比率が高められたのだろう。

1947年8月15日付OJEIRFの規定書は、その後、1947年12月11日付、1948年5月10日付、5月27日付、7月6日付で細部の改定もしくは差し替えを経るが⁵³、最初の規定文の基本的な枠組みは、1951年12月18日付でOJEIRFが廃止されるまで維持された⁵⁴。

2-3. ESSと日本政府の間の調整

最後に、1947年7月から8月頃にかけてのOJEIRFに関するESSと日本政府との調整過程を検討し、そこから窺い知れるGHQの意思を確認しておこう。OJEIRFに関する具体的な内容は、同年7月頃からGHQによって日本政府へ伝えられた⁵⁵。日本政府内でOJEIRFに関してESSとの窓口になったのは、経済安定本部(安本)の総合調整委員会副委員長を、1947年6月から1948年4月までのほぼ片山哲内閣時に務めていた都留重人であった。当時、都留が安本関連について見聞きしたことをメモしていた「都留重人日誌」によれば、都留が初めてOJEIRFに関連したことをESSより聞いたのは、7月12日であった⁵⁶。ESS貿易課の計画班長S・ジェイノウ(S. J. Janow)から、「liquid asset ヲツカウ道チカクヒラケン [近く開けん]」と聞いたことを記しているが、これは回転基金に関する話であろう。その後、7月23日にジェイノウは、「長期計画ニオイテハ、タトエバgoldヲタンポ [担保] ニシテcreditガ出来タ場合、何ガ一番先ニ買イタイカトイウコト等ヲ最初ニヤツテホシイ」と伝え、当時、日本政府が策定していた経済復興計画に、回転基金を

⁵² (1)の次に金額が大きいことが予想されるのは(3)である。実際ESS貿易課によれば、1947年9月中頃に、OJEIRFの資産となる(3)は「約7000万ドル」が見込まれていた。FT, “Memorandum for Record”, 19 September 1947, ESS(B)00863。しかし、実際にOJEIRFの貸借対照表で資産の一部として計上された「現金」は、1948年6月から1950年6月の間で最大約130万ドルだったから、(3)として資産に繰り込まれた額はさほど大きくなかったと考えられる。大畑、前掲書、pp. 178-179のOJEIRFの貸借対照表を参照。

⁵³ GHQ, Circular No.15 of 1947, “Establishment of Occupied Japan Export-Import Revolving Fund”, 11 December 1947, ESS(B)07209; GHQ, Circular No.13 of 1948, “Establishment of Occupied Japan Export-Import Revolving Fund”, 10 May 1948, ESS(B)07209; GHQ, Circular No.15 of 1948, “Establishment of Occupied Japan Export-Import Revolving Fund”, 27 May 1948, ESS(B)07209; GHQ, Circular No.22 of 1948, “Establishment of Occupied Japan Export-Import Revolving Fund”, 6 July 1948, ESS(B)07209。

⁵⁴ Marquat to G. V. Keyser, “Termination of Occupied Japan Export-Import Revolving Fund”, 18 December 1951, ESS(B)07164。

⁵⁵ ただし大蔵省の官僚だった渡辺武によれば、1947年6月10日にナショナル・シティ銀行の東京支店長から「日銀の金を担保」にした借款案の話を知っている。この頃にはOJEIRFに関連したことが断片的ながら、GHQ外にまで流布していたと見られる。大蔵省財政史室編、渡辺武『対占領軍交渉秘録 渡辺武日記』東洋経済新報社、1983年、p. 90。

⁵⁶ 「都留重人日誌」、経済企画庁編『戦後経済復興と経済安定本部』大蔵省印刷局、1988年、pp. 207-410。本文以下、該当する日誌日付の記載内容を参照。

関連付けることが可能である旨を述べた⁵⁷。

また8月6日にジェイノウは、その時点でのOJEIRF政策形成の「現場」の情報を、都留に伝えている。OIEIRFの設置について、「一週間以内位デハナイカ」と伝えるとともに、「ソノ一部分ヲナス原棉買付 credit」が「今日ニモ」実現するという見通しも知らせている。さらに、「goldハ\$137M〔1億3700万ドル〕位、ソノホカノモノヲ入レテ\$200M+〔2億ドル強〕トナリ、30% reserve〔準備金〕トイウ取りキメデアルカラ600M〔6億ドル〕位ノモノガ使エル事ニナル」、「使イ方ハself-liquidating〔自己清算〕デナケレバナラス。輸入品ガ到着シテカラ一年間ノ間ニソノ額ダケドルトナッテ還ラネバナラス」(傍点は筆者)、「利用シウルperiodハ二年間位デアロウカ」等の情報も知らせた⁵⁸。ESS内の一部では1947年8月の時点で、OJEIRFによって6億ドルもの巨額の調達が見込まれていたことは興味深い。

これらの情報の中には、現時点でGHQ文書等からその真偽を判断したり詳細を把握することができないものも含まれるが、いずれにせよESSは、OJEIRFにつき比較的詳しい情報を日本政府に知らせていたが分かる。これは、日本側の強い協力がなければ、輸入原料を加工しさらにそれを確実に輸出して収益を得ることができないということをESSが真剣に認識しており、そのため協力関係の構築を目標に情報提供に熱心だったからだと考えられる。

「都留重人日誌」によれば、総じて8月から9月上旬にかけて、OJEIRF関連の記載が多い。ESSがOJEIRFに基づく輸入に最も期待していたのは、この辺りの時期であったことが推測される⁵⁹。しかし実際には、OJEIRFに基づく最初の借款と目された米綿借款に関する陸軍省・GHQと米国の銀行団との交渉は難航し、米綿借款が締結されるのは1948年6月であり⁶⁰、また実際の調達額も約9300万ドルであって⁶¹、1947年8月頃に期待されたほどには調達額は拡大しなかった。そして結果的にOJEIRFは、棉花以外の原料の輸入に使用されることもなかった⁶²。

おわりに

1947年8月のOJEIRFの設立の原動力となったのは、ESSが抱いていた日本経済の現状への強い危機感であった。1946年中は、CCCグループ1棉やガリオア援助等の米国政府の支援によって困難な状況を凌ぐことができたものの、1947年初頭までにESSでは、それら現状の米国政府の支援の限界が認識されつつあった。すなわち、GHQが復興を支援していた綿紡績業が必要とし

⁵⁷ 丁度この1947年7月頃から安本は、「わが国最初の本格的長期経済計画〔経済復興計画第1次試案〕作成」を開始していた。林雄二郎編、前掲書、p. 38。

⁵⁸ 都留はOJEIRFにつき詳しい情報を得ていると政府内で評価されていたからであろう、1947年8月15日に国会で彼は、記者団へOJEIRFに関する説明を行うとともに質疑応答に応じている。経済安定本部総裁官房情報部「輸出入回転基金の設定について」1947年8月15日、国立公文書館所蔵、請求番号：平17内府00740100（デジタルアーカイブ）。ここで都留は、OJEIRFにより「最高限度、6億6000万ドルまで借りることができる」と説明している。

⁵⁹ 渡辺武の日記からも、この頃に集中的にOJEIRFにつきGHQから日本政府へ情報提供があったことが分かる。大蔵省財政史室編、渡辺武、前掲書。

⁶⁰ ショーンバーガー、前掲書、pp. 224-225；SCAP to DA, Z-11669, 8 June 1948, ESS(A)00541.

⁶¹ Haskins & Sells, op. cit., p. 33, OOC-01053.

⁶² Ibid. p. 33.

た棉花に関して、CCCグループ1棉の後の調達の見通しが見つからないことや、またガリオア援助では工業原料の輸入が困難であること等が深刻に受け止められていた。そのためESSでは、日本経済の復興のために、従来とは異なる施策での貿易再建の必要性が認識された。ESSは、そのような日本の貿易再建の第一歩として、新たな輸入資金を創出するためにOJEIRFを構想し、米国陸軍省との連携の末、実際に1947年8月にOJEIRFが設立されることになった。

上記の〈日本経済の苦境が貿易構造と密接に関連している〉という1947年初頭のESSの認識は、それ以後、次のような諸施策を米国政府と協調しつつ実現することに帰着したと考えられる。(1) OJEIRFなどに基づく外貨借款の獲得、また(2) 工業原料の一層の輸入を可能とするSCAP商業勘定やエロア援助等の創立・利用、(3) バーター取引と現金決済を組み合わせた清算勘定などを含む他国との貿易協定網の構築、(4) 民間貿易の段階的解禁、(5) それらを側面から支える貿易諸制度の整備、等。これらの相互に有機的に関連していたと考えられる諸施策は、戦後日本の貿易再建に直接的に寄与するものであり、それらの大半は1950年代に引き継がれていく。本稿で検討したOJIERFの設立はそれらの重要な諸施策の嚆矢であり、他の諸施策の一部を誘発する施策でもあった。他の諸施策とそれらの相互連関との実態・意義に関する詳細な解明については、今後の検討課題としたい。